

議案第 13 号

橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例  
について

橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員及び橋本市民病院に勤務する臨時的任用職員の賃金等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般職非常勤嘱託職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第17条第1項の規定により任命する職員のうち地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号に規定する職員以外のものをいう。
- (2) 臨時的任用職員 地公法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員をいう。

### (賃金の額)

第3条 一般職非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員(以下「嘱託職員等」という。)に支給する賃金は、月額、日額又は時間額で支給するものとし、その額は、別表第1に掲げる区分ごとに当該区分に定める額を上限とし、規程で定める範囲内とする。

- 2 管理又は監督の地位にある一般職非常勤嘱託職員の賃金は、前項の規定にかかわらず、年額とすることができます。
- 3 前項の規定を適用する職員(以下「年額適用嘱託職員」という。)の賃金の額は、その職務の区分に応じて、別表第1に定める額に12を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、橋本市病院事業管理者(以下「管理者」という。)が、特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 年額適用嘱託職員の賃金の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年額を12等分して毎月支給する。
- 5 年額適用嘱託職員が、任用期間の途中において退職したときは、退職日以降の賃金は支給しない。
- 6 年額適用嘱託職員には、第4条、第5条、8条及び第9条で定める賃金は支給しない。
- 7 第1項の規程で定める額は、嘱託職員等が担当する業務又は職務の種類、勤務の形態並びに業務又は職務の複雑、困難及び責任の度に基づくほか、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号。以下「給与条例」と

いう。)の適用を受ける職員との均衡、他の地方公共団体の嘱託職員等の賃金等及び民間事業の従事者の給与等その他の事情を考慮して決定するものとする。

(時間外勤務賃金)

第4条 嘱託職員等が、あらかじめ定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の規定に基づき、賃金を割り増しして支給する。

(一時賃金)

第5条 嘱託職員等のうち、支給日に在職する者に、6月1日及び12月1日現在において嘱託職員等が受けるべき月額又は日額(賃金が時間額の者にあっては当該時間額にその者が1日に勤務すべき時間数を乗じて得た額)に、一般職非常勤嘱託職員にあっては別表第2に定める支給割合を乗じて得た額に在職期間による割合を乗じて得た額を支給し、臨時の任用職員にあっては別表第2に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

(賃金の減額)

第6条 月額又は日額で賃金を受ける嘱託職員等が正規の勤務時間に勤務しないときは、任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき当該嘱託職員等の勤務1時間当たりの賃金の額を減額して支給する。

(日割計算等)

第7条 月額で賃金を受ける一般職非常勤嘱託職員が月の途中で任用され、又は退職した場合は、規程で定めるところにより日割りをもって計算した額を支給する。

(医師の特別賃金)

第8条 一般職非常勤嘱託職員のうち医師については、その職務の特殊性に基づき、特別賃金を支給する。特別賃金の額については、規程で定める。

(特殊な勤務に係る賃金)

第9条 特殊な勤務に従事した嘱託職員等に対しては、その業務又は職務の種類、勤務の形態等につき特殊勤務賃金を支給する。特殊勤務賃金の額及び基準については、規程で定める。

(宿日直手当)

第10条 宿日直勤務に従事した嘱託職員等に対しては、その勤務について宿日直手当を支給する。宿日直手当の額及び基準については、規程で定める。

(通勤費用)

第11条 通勤距離が最短で片道2キロメートル以上の距離で交通用具を使用する嘱託職員等に対して、規程で定めるところにより、通勤費用を支給する。

(旅費)

第12条 嘱託職員等が公務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号。以下「旅費条例」という。)の例による。

(支給方法)

第13条 賃金等の支給方法については、別に定めるもののほか給与条例及び旅費条例の例による。

(公務災害等による休職者の報酬等)

第14条 公務上の災害又は通勤上の災害による休職者の賃金等については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところにより補償する。ただし、嘱託職員等のうち、勤務形態が常勤職員に準ずる者については、給与条例第24条第1項の規定を準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	業務の内容	賃金額
月額で賃金を支給される一般職非常勤嘱託職員	医師	月額 600,000 円以内で職種ごとに規程で定める額
	医師以外の医療従事職員	月額 300,000 円以内で職種ごとに規程で定める額
	その他職員	月額 300,000 円以内で職種ごとに規程で定める額
	専門的知識を必要とする業務または一般事務(技術)職の補助業務及びそれに準ずる業務に従事する者	月額 200,000 円以内で職種ごとに規程で定める額
日額で賃金を支給される臨時の任用職員	専門的知識を必要とする業務または一般事務(技術)職の補助業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額 15,000 円以内で職種ごとに規程で定める額
時間額で賃金を支給される臨時の任用職員	専門的知識を必要とする業務または一般事務(技術)職の補助業務及びそれに準ずる業務に従事する者	時間額 2,000 円以内で職種ごとに規程で定める額

別表第2(第5条関係)

支給を受ける者	支給割合		在職期間	割合
	基準日が6月1日の場合	基準日が12月1日の場合		
一般職非常勤嘱託職員	賃金月額の 100分の100	賃金月額の 100分の100	6月以上	100分の100
			3月以上6月末満	100分の60
			3月末満	100分の30
臨時的任用職員	5日分	5日分	2月以上4月末満	
	11日分	11日分	4月以上5月末満	
	22日分	22日分	5月以上6月末満	
	27日分	27日分	6月以上	

## 備考

1. 一般非常勤嘱託職員の医師については、在職期間に関係なく基本月額の100分の100を支給する。

2. 臨時的任用職員については、支給割合に以下の率を乗じて支給する。

勤務時間が常勤の臨時的任用職員の8.5割以上の場合 100%

勤務時間が常勤の臨時的任用職員の6.5割以上8.5割未満の場合、80%

勤務時間が常勤の臨時的任用職員の4.5割以上6.5割未満の場合、60%

勤務時間が常勤の臨時的任用職員の2.5割以上4.5割未満の場合、40%

勤務時間が常勤の臨時的任用職員の2.5割未満の場合、20%